

和指第149号
令和2年6月26日
(2020年)

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各居宅介護支援事業所
各介護保険施設
各指定地域密着型サービス事業所
各指定地域密着型介護予防サービス事業所
各指定第1号事業所

開設者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（通知）

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効となっております。

今般、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から令和2年6月15日付事務連絡（別添、参照。）により、MS&ADインターリスク総研株式会社が実施した「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」において、BCP様式等が作成された旨の案内がありましたので、本通知によりお知らせします。なお、作成された様式（別紙1、別紙2）等については、指導監査課ウェブページ（「災害・防犯・事故等対策について（ページ番号：1014516）」）にて、掲載しておりますのでご活用ください。

別添の事務連絡にも記載がありますように、多くの施設等でBCPの作成が進んでいない状況でありますので、各法人・事業所におかれましても、今後、今回の様式や厚生労働省ウェブページに掲載されている社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例等を活用し、BCPの策定に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

| |
|--|
| 和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320 |
|--|

事務連絡
令和2年6月15日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によると、福祉施設におけるBCPの作成率は4.5%と多くの施設で作成が進んでいない状況であり、社会・援護局関係主管課長会議（令和2年3月4日）においても、管内の社会福祉施設等におけるBCPの策定を依頼しているところです。

今般、課長会議でもお知らせした通り、令和元年度社会福祉推進事業を活用し、MS&AD インターリスク総研株式会社を実施した「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」において、社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙1）及び社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙2）を作成しましたので、管内の社会福祉施設等に対して周知を行うとともに、BCPの作成を依頼していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも重要です。厚生労働省のHPでは、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載していますので、あわせて周知を行うとともに作成を依頼していただきますようお願いいたします。

【参考】

- 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf

- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>